

保育短時間

保育料基準額表（令和6年4月1日～）

（単位：円）

世帯の階層区分		保育料（月額）			月額延長保育料(区立保育園)			
		0歳～2歳児クラス			3歳児クラス以上	～2歳児クラス	3歳児クラス	4歳・5歳児クラス
階層	所得等の条件		第1子	第2子				
A (備考3)	生活保護世帯		0					
B (備考3)	A階層の世帯を除く	ひとり親等世帯(備考4)	0					
	市区町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯以外	0					
C1 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税均等割のみ課税世帯		2,800					
C2 (備考3)	A階層の世帯を除く市区町村民税所得割額が	7,000 円未満相当の世帯	3,300	第2子以降の保育料はかかりません。 (延長保育料を除く)				
C3 (備考3)		7,000 円以上相当の世帯 48,600 円未満相当の世帯	4,000					
D1 (備考3)		48,600 円以上相当の世帯 52,500 円未満相当の世帯	7,400					
D2 (備考3)		52,500 円以上相当の世帯 55,000 円未満相当の世帯	9,200					
D3 (備考3)		55,000 円以上相当の世帯 60,000 円未満相当の世帯	10,400					
D4 (備考3)		60,000 円以上相当の世帯 75,000 円未満相当の世帯	17,100					
D5 (備考3)		75,000 円以上相当の世帯 97,000 円未満相当の世帯	21,200					
D6		97,000 円以上相当の世帯 115,000 円未満相当の世帯	23,900					
D7		115,000 円以上相当の世帯 130,000 円未満相当の世帯	26,400					
D8		130,000 円以上相当の世帯 150,000 円未満相当の世帯	28,400					
D9		150,000 円以上相当の世帯 169,000 円未満相当の世帯	30,600					
D10		169,000 円以上相当の世帯 185,000 円未満相当の世帯	32,600					
D11		185,000 円以上相当の世帯 200,000 円未満相当の世帯	34,500					
D12		200,000 円以上相当の世帯 215,000 円未満相当の世帯	36,300					
D13		215,000 円以上相当の世帯 230,000 円未満相当の世帯	38,300					
D14		230,000 円以上相当の世帯 245,000 円未満相当の世帯	39,800					
D15		245,000 円以上相当の世帯 260,000 円未満相当の世帯	41,600					
D16		260,000 円以上相当の世帯 280,000 円未満相当の世帯	43,100					
D17		280,000 円以上相当の世帯 301,000 円未満相当の世帯	44,900					
D18		301,000 円以上相当の世帯 340,000 円未満相当の世帯	48,500					
D19		340,000 円以上相当の世帯 397,000 円未満相当の世帯	54,800					
D20		397,000 円以上相当の世帯 460,000 円未満相当の世帯	60,100					
D21		460,000 円以上相当の世帯 510,000 円未満相当の世帯	64,400					
D22		510,000 円以上相当の世帯 560,000 円未満相当の世帯	67,600					
D23		560,000 円以上相当の世帯 610,000 円未満相当の世帯	70,900					
D24		610,000 円以上相当の世帯 800,000 円未満相当の世帯	74,400					
D25	800,000 円以上相当の世帯 1,100,000 円未満相当の世帯	79,100						
D26	1,100,000 円以上相当の世帯	83,700						

延長保育（月極）は利用できません。

（備考）

- この表において保育料を算出する場合における市区町村民税は、4月分から8月分までの保育料にあつては令和5年度分とし、9月分から翌年3月分までの保育料にあつては令和6年度分とします。
- 保育料の算定に際し、寄附金控除、配当控除、外国税控除、配当・譲渡割控除及び住宅取得控除等適用されない税額控除があります。
- 原則として、同一世帯に保護者が扶養する児童が2人以上いる場合（年齢、同居の有無を問いませんが、扶養する児童と世帯が別の場合は別途申請が必要です）の第2子以降の保育料は無料となります。ただし、ひとり親等の世帯のうち、A～D5階層（所得割額77,101円未満まで）の場合、第1子の保育料も無料となります。
- B階層等におけるひとり親等世帯とは、母子（父子）世帯または在宅障害児（者）のいる世帯のことを言います。
- 保育料の減額及び免除は申請に基づき適用します。
- 保育料の算定に必要な資料の提出がない場合や税未申告の場合は、最高額を適用します。